



所報タイトル「向上」は所内で掲げる
 平成 26 年の目標です。

ISO9001:2000 認証取得
 E06Q10002ROS

KOBAYASHI GORDON
 ● 会計 ● 税務 ● 経営コンサルテイング

小林合同会計

所長税理士 小林 政 氏 税理士 山野 基 尚
 税理士 須賀 保 雄 税理士 小林 政 仁

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
 TEL(048)253-5668 FAX(048)253-7602
<http://www.e-cg.co.jp>

税理士法人化計画～進行中～

弊所は現在、平成26年12月1日付で法人化することを目指し、その準備に取り掛かっております。

税理士法人とは???

税理士法人制度は、平成13年の税理士法改正にて経済取引の急速な国際化・電子化・情報化の進展に伴って税理士に対する納税者の要請が複雑化・多様化してきていることに対応するため、規制緩和の要請も踏まえ、納税者利便の向上に資するとともに信頼される税理士制度の確立を目指す観点から創設されました。

これまでとの違いは???

お客様との契約が弊所所長個人から税理士法人に移行します。そのため、皆様の税理士報酬における源泉徴収義務がなくなります。具体的には以下のような変更となります。

例：報酬が1万円の場合

	① 報 酬	② 消費税	③ 源泉所得税	① + ② - ③ 支払額
これまで (個人)	10,000	800	1,021	9,779
これから (法人)	10,000	800	0	10,800

弊所への報酬をお振込みにて支払われる際は、これまでと金額が異なりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、弊所担当者までお問い合わせください。

源泉徴収義務者とは???

所得税法の定めにより、会社や個人が、給与を支払ったり、税理士（個人）などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税等を差し引くことになっています。

この所得税等を差し引いて、国に納める義務のある者を**源泉徴収義務者**といいます。

《 原 則 》

給与などを実際に支払った月の翌月の 10 日までに国に納付

《 特 例 》

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出により、給与の支給人員が常時 9 人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税等を、半年分まとめて納めることが可能

源泉徴収義務者になる者は、会社や個人だけではありません。給与などの支払をする学校や官公庁なども該当します。

しかし、個人のうち次の二つのいずれかに当てはまる人は、源泉徴収をする必要はありません。

- (1) 常時 2 人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与や退職金を支払っている人
- (2) 給与や退職金の支払がなく、弁護士報酬などの報酬・料金だけを支払っている人（例えば、給与所得者が確定申告などをするために税理士に報酬を支払っても、源泉徴収をする必要はありません。）

【国税庁 HP より一部抜粋】

以上のように、給与や報酬を支払う際は源泉徴収義務があります。反面、預金等の利子を受け取る時は、源泉所得税等が差し引かれた金額が入金されます。

弁護士法人等に報酬を支払う場合は、その報酬から生じる所得に法人税が課されるため、所得税法に規定される源泉徴収義務はありません。その関係を改めて表にしますと以下ようになります。

支 払 先	源泉徴収義務
弁護士、税理士等個人	あ り
弁護士法人、税理士法人等法人	な し

ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

事務所駐車場工事中

10月14日より12月下旬まで弊所立体駐車場の建て替え工事を行っております。そのため、日時によってはお客様駐車場を使用できない場合があります。その際は下の案内を参考のうえ、コインパーキングをご利用ください。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【 2014.10.23 現在 】



近隣のコインパーキングご案内



赤：弊所 緑：コインパーキング

年末調整のお知らせ！



早いもので今年もあと2か月を切りました。まもなく、年末調整の時期がやってきます。

12月になれば給与所得者の年間所得が確定し、それにかかる年税額とそれまでに源泉徴収した金額の合計額との差額の清算をします。

年末調整を行うにあたって、従業員の保険料控除証明書、2年目以降の住宅ローン控除（初年度は要確定申告）にかかる銀行借入金残高証明書などをご準備ください。

また、「年末調整の手引き」とともに税務署より送付されます**源泉所得税の納付書を必ず保存**し、必要に応じて弊所担当者までお預けください。よろしくお願い申し上げます。



ちよつとひと息 ～勤労感謝の日～



今回は、11月23日の祝日、勤労感謝の日についてお話しします。

由来は新嘗祭（にいなめさい）という収穫祭であることをご存知でしょうか。

新嘗祭は、飛鳥時代の皇極天皇の御世に、天皇が五穀の収穫に感謝する儀式として始まったといわれています。その後、年中行事となり、天皇が代替わりして最初の新嘗祭は、より大規模な一世一度の大嘗祭（だいじょうさい）として執り行われます。

戦後は、「新嘗祭」改め「勤労感謝の日」として国民の休日となりました。祝日法第2条に「勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう」という趣旨が規定されています。

GHQの施策により、天皇行事・国事行為から切り離されましたが、現在でもなお、宮中では天皇陛下が自らご栽培になった新穀をお供えになるなどの儀式があるそうです。宮中だけでなく伊勢神宮など全国でも新嘗祭が催されています。

稲穂が垂れ、風に揺れる光景にほっとするのは、食糧が確保されたという安心感からかもしれませんね。五穀の恵みに感謝する日にしましょう。